

■教育委員会からのお知らせ

平成19年第4回町教育委員会開催

4月6日、平成19年第4回の町教育委員会を開き、次の6件の議案について審議、承認されました。

議案：町人権センター設立検討委員会設置要綱の廃止について 町人権センター条例が3月議会でも承認され、4月から人権センターが設立されましたので、設立検討委員会はこれをもって終了とします。

議案：町立小中学校管理規則の一部改正について 学校栄養士の職名で、学校栄養主査とあったものを廃止、また、学校の事務職員も事務主査を廃止し、事務主幹及び事務副主幹の職名を追加するものです。

議案：平成19年度町立学校評議員の委嘱について 平成19年度の各小・中学校の学校評議員を委嘱しました。地域住民らの意見を学校運営に生かす学校評議員制度です。評議員の皆さん、よろしくお願いします。

議案：平成19年度町立学校主任等の任命について

議案：平成19年度町立学校司書教諭の任命について 議案、については、小・中学校の今年度の校務分担を決め、教諭に任命しました。

議案：教育施設の防火管理者の任命について 職員の異動により、町公民館、下榎集会所などの防火管理者を変更、新たに任命しました。

子ども教育支援センターを新たに設置

根雨小学校隣り（旧給食センター）に設置されていた県の不登校児童・生徒の適応指導教室「わかあゆ教室」が、4月から新しく日野郡3町と柏耆町で運営する、ひのかわ子ども教育支援センターとして設置されました。カウンセリングや諸活動を通じて学校への再登校を支援していきます。保護者からの相談も受け付けます。

町子ども育成会議からの提案

町教育委員会では、まちの将来を担う子供たちのために必要な教育環境や施策について協議・研究いただくため、町子ども育成会議を設立しました。

子ども育成会議では、一年間話し合いを重ね、一定の提言をまとめることとし、できることはすぐに提案していきます。

第2回会議での提言は、「第3日曜日は家庭の日」の運動を再開すること。「ノー・テレビデー」を目指し、テレビの見過ぎ、テレビゲームのやり過ぎについて各家庭で話し合っただけで少なくしていくことが提案されています。

特に、乳幼児の心身の障害の原因にもされる、「テレビに子守りをさせるな」といわれるテレビ漬け生活の改善、テレビを見る時間の減少など、児童・生徒の「テレビ脳」・「ゲーム脳」による悪影響について、家庭内で話し合っただけでいきましょう。

■町人権センターを設置



部落差別をはじめ、あらゆる人権問題について学び、交流の輪を通じて、明るく心豊かな愛ある地域社会づくりを進めるため、4月から下榎隣保館に「町人権センター」を設置しました。どうぞよろしくお願いします。

人権擁護委員を委嘱

人権問題についてご相談ください



山根美奈子さん



鳥居良光さん



山田厚弘さん

4月1日付けで、山根美奈子さん（野田・新任）と鳥居良光さん（黒坂・再任）が、国から人権擁護委員に委嘱されました。

まちでは、すでに山田厚弘さん（津地）が委嘱を受けており、町内では3人の人権擁護委員が、差別のない明るい社会の実現に向けて、

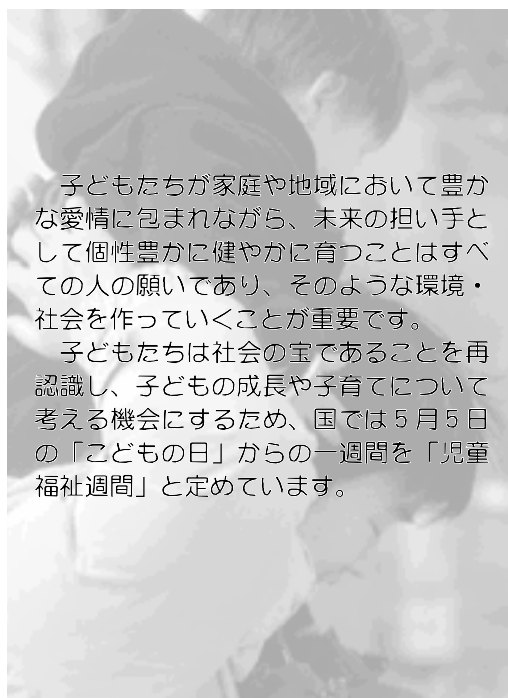
人権相談や街頭広報など人権尊重の啓発活動に励んでいます。

人権相談は、毎月1回、山村開発センターで開いています。詳しくは、23ページ「くらしのカレンダー」をご覧ください。

■ 5月5日～11日は児童福祉週間 安心して子育てができる社会へ

子どもたちが家庭や地域において豊かな愛情に包まれながら、未来の担い手として個性豊かに健やかに育つことはすべての人の願いであり、そのような環境・社会を作っていくことが重要です。

子どもたちは社会の宝であることを再認識し、子どもの成長や子育てについて考える機会にするため、国では5月5日の「こどもの日」からの一週間を「児童福祉週間」と定めています。



ご利用ください
児童家庭相談

近年、少子化や核家族化の進行、共働き家庭の一般化により、子どもたちをめぐる環境は大きく変化しています。家庭や地域の子育て機能の低下に伴い、児童虐待や不登校児が増加しています。

このような状況を背景に、子育てや児童虐待については住民にとってより身近な市町村も相談窓口となりました。これまでの窓口であった児童

相談所は専門性の高い困難事例への対応や、市町村の後方支援といった役割を担うこととなりました。

困ったときは一人で悩まず、まずご相談ください。秘密は固く守ります。

児童虐待に気づいたら

平成16年の児童虐待防止法の改正により、保護者以外の同居人による暴力の放置や配偶者に対する暴力が子どもに与える心理的外傷も児童虐待

にあたることが明記されました。また、児童虐待を発見した人は誰でも市町村や児童相談所へ通告することが義務付けられました。虐待が疑われる場面がありましたら、迷わずすぐに連絡をしてください。

児童虐待は子どもの人権を著しく侵害するものです。親はしつけのつもりでも、子どもの側からすると心身に悪影響を被れば、それは虐待になります。次世代を担う子どもたちの健全な育成のためには、彼らにとっての最善の利益を第一に考え、一人の人間として尊重することが何より重要です。

また、まちでは虐待をはじめとする保護を要する児童などの協議の場として「日野町福祉のまちづくり推進会議」を活用し、関係機関と連携して早期発見や保護を図ります。

■ 相談・連絡先 ■

役場健康福祉課（電話 72 0 3 3 4）
米子児童相談所（電話 0 8 5 9 3 3 1 4 7 1）

憲法週間 5月1日～7日

昭和22年5月3日、「国民主権・基本的人権の尊重・平和主義」を基本原則とする日本国憲法が施行されたのを記念し、毎年5月1日～7日は「憲法週間」に定められています。週間中は、全国でさまざまな行事が開かれます。

県西部では次の行事が開かれます。

■ 鳥取地方法務局による特設人権相談所

会 場 山村開発センター
日 時 5月7日（月）午後1時～午後3時
問合せ 鳥取地方法務局人権擁護課
（電話 0857-22-2289）

■ 裁判傍聴・裁判所見学会

会 場 鳥取地方・家庭裁判所米子支部
日 時 5月11日（金）午前9時10分～正午
定 員 30人
申込先 鳥取地方裁判所米子支部庶務課（電話 0859-22-2205）

■ 県弁護士会による無料法律相談

会 場 鳥取地方・家庭裁判所米子支部
日 時 5月9日（水）午前10時～午後3時
定 員 25人程度（当日受付順）
問合せ 県弁護士会（電話 0857-22-3912）
ただし、当日は鳥取地方裁判所米子支部（電話 0859-22-2205）へお問合せください。